

保存版

横浜市森づくりボランティア制度

ガイド



横浜市

みどり環境局環境活動事業課



令和6年発行

1 森づくりボランティア制度の概要

- (1) 森づくりボランティア制度（森づくり活動団体・個人）について…………… 1
- (2) 森づくりボランティア（森づくり活動団体・個人）について…………… 2
- (3) 森づくり活動育成支援団体…………… 3
- (4) 森づくり活動団体の承認（団体の登録）…………… 4
- (5) 森づくり活動年間活動計画…………… 5

2 市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会について

- (1) 市民の森愛護会…………… 8
- (2) ふれあいの樹林愛護会…………… 8

3 森づくりボランティアの一年

- (1) 支援の体制…………… 9
- (2) 森づくり活動団体、愛護会・ふれあいの樹林愛護会の比較表……………10
- (3) 年間スケジュール……………11

4 行政への手続き

- (1) 森づくり活動団体の手続き
 - (ア) 育成支援団体・新規団体の相談・登録……………12
 - (イ) 森づくり活動年間活動計画の申請・報告……………12
- (2) 愛護会・ふれあいの樹林愛護会の手続き
 - ① 会長等変更届・休止・解散届……………15
 - ② 活動報告……………15
 - ③ 収支報告……………16
 - ④ 巡回点検シート……………16
 - ⑤ その他……………16

5 支援の内容

- ① 樹林地管理団体活動助成金・愛護会費……………17
- ② 道具の支援……………20
- ③ 技術支援……………25
- ④ 環境支援……………26

6 安全管理について

(1) 安全管理の考え方	29
(2) 保険について	29

7 提出書類一覧

(1) 毎年提出を求める書類	32
①森づくり活動団体	
②市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会	
(2) 不定期の書類	
②森づくり個人ボランティア	
③森づくり活動団体	
④市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会	

8 担当部署一覧

(1) 担当部署一覧	33
(2) 活動に関する連絡先	34

9 関連要綱

- ① 横浜市協働による森づくり要綱・同事務処理基準
- ② 横浜市市民の森愛護会事務取扱要領・ふれあいの樹林愛護会事務取扱要領
- ③ 横浜市市民の森設置事業実施要綱・ふれあいの樹林設置事業実施要綱
- ④ 横浜市市民の森愛護会事務取扱要領・ふれあいの樹林愛護会事務取扱要領
- ⑤ 横浜市市民の森等の利用に関する要綱・同事務処理基準
- ⑥ 横浜市樹林地管理団体活動助成事業要綱
- ⑦ 横浜市間伐材チップ化作業支援事業事務手続要綱

10 その他資料

- ① 森づくりボランティア手続き 事務処理全体図
- ② 森づくりボランティア 支援の内容について

■森づくりボランティア制度ガイドに関する問合せ先

【組織名】：みどり環境局環境活動事業課森づくり担当

【問合せ先】 TEL：045-671-2624 FAX：045-550-4554

【メールアドレス】 mk-jurinchi@city.yokohama.lg.jp

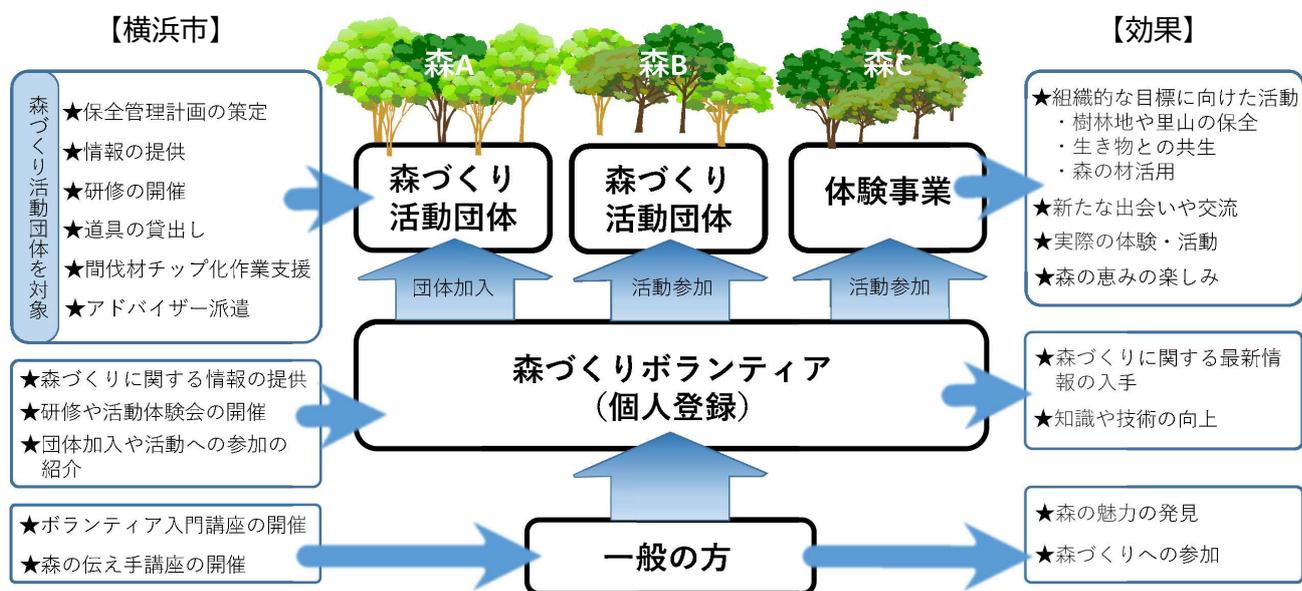
【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/volunteer/

1 森づくりボランティア制度の概要

(1) 森づくりボランティア制度（森づくり活動団体・個人）について

横浜市では市民と行政が役割を適切に分担し、ボランティア活動に対して効果的な支援を行うことで、市民と行政の協働による、次世代につなぐ横浜の森づくり活動を推進しています。

横浜市による育成支援対象は、個人で活動を行う「森づくり個人ボランティア」と、団体で活動を行う「森づくり活動団体」に分かれています。



森づくりに関心のある方は、横浜市の「森づくり個人ボランティア」として個人登録をしていただくと、研修等の支援を市から受けることができます。

個人ボランティアは、活動団体への加入を目指すことや様々な活動地での活動団体の活動や体験事業に参加いただくことを目指します。

「森づくり活動団体」は、市民の森や都市公園など市内の樹林地で、土地所有者の同意や管理者の承認を受けて、団体として森づくり活動を行います。

※横浜市の森づくりボランティア制度の規則については、「横浜市協働による森づくり要綱」を参照。

■主な活動内容

・ 森づくり活動団体

木竹の間伐・除伐、下草刈り、希少種の保全活動、動植物調査、観察会、自然啓発 等

・ 個人ボランティア(※森づくり体験会での活動内容)

木竹の間伐・除伐、下草刈り、落ち葉かき 等

(2) 森づくりボランティア（森づくり活動団体・個人）について

① 森づくりボランティア（個人）

■ 対象

「横浜市協働による森づくり要綱」の理念を理解し賛同する 18 歳以上の方で

- ・ 横浜市内に在住、在学または在勤の個人または市内事業者。
- ・ 市内の樹林地で森づくり活動を行う予定のある方。
- ・ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人に該当していないこと。

■ 期間

登録を行った年度を含む、3 か年の年度末まで。

例) 令和 3 年 7 月登録の場合、期限は令和 6 年 3 月 31 日まで

■ 支援のメニュー

- ・ 森づくり活動に関する研修を受講する機会等の提供
- ・ 森づくり活動に関する情報の提供（ニュースレターの送付等）
- ・ 森づくり活動団体への橋渡し
- ・ 森づくり体験会への参加

② 森づくり活動団体

新たに森づくりボランティア団体に申請をする団体は概ね 1 年間の育成支援期間が設けられて、育成支援団体となります。

市民の森愛護会やふれあいの樹林愛護会、公園愛護会が森づくり活動団体になる場合、育成支援期間は不要としています。

■ 森づくり活動育成支援団体・活動団体の要件

対象：次の (1) ～ (4) を全て満たした団体

- (1) 横浜市協働による森づくり要綱第 3 条に基づく森づくり活動を行う団体
- (2) 組織として規約の定めのある団体
- (3) 活動の目的や内容が非営利である団体
- (4) 5 名以上の構成員がいる団体

■ 対象地

- ・ 市民の森
- ・ 本市が管理する都市公園内のまとまった樹林

- ・市有緑地
- ・特別緑地保全地区
- ・近郊緑地特別保全地区
- ・緑地保存地区
- ・源流の森保存地区
- ・地区計画区域内の樹林地、草地等の保全のための制限が適用される区域
- ・ふれあいの樹林
- ・その他横浜市の制度により指定されている緑地

■支援のメニュー

- ・森づくり活動に関する研修を受講する機会等の提供
- ・森づくり活動に関する情報の提供（ニュースレターの送付等）
- ・森づくり活動に関する道具の貸出し
- ・森づくり活動に関する専門家（アドバイザー）の派遣
- ・森づくりボランティアに登録された個人に対する募集（案内）
- ・間伐材チップ化作業支援
- ・活動にかかる費用の助成（※要申請）

■森づくり活動団体となるための要件

前項の森づくり活動育成支援団体・活動団体の要件に加え、次のいずれかに該当しているものが対象

- ・平成 21 年度から平成 23 年度の間森づくり活動支援承認書（横浜市森づくりボランティア団体育成・支援要綱（旧要綱）第 11 条第 4 項）により承認の通知を受けた団体が、活動地に関して申請を行う場合
- ・市民の森愛護会が活動地に関して申請を行う場合
- ・公園愛護会が活動地に関して申請を行う場合
- ・育成支援団体が活動地に関して申請を行う場合

（3）森づくり活動育成支援団体

①市が管理している樹林地の場合

■対象地

- ・市民の森・ふれあいの樹林（※民有契約地の場合も含む）
- ・都市公園内のまとまった樹林
- ・市有緑地

■申請方法

所管の管理者（公園緑地事務所・土木事務所等）に相談の上、森づくり活動団体育成支援申請書により、環境活動事業課に申請して下さい。

■支援のメニュー

- ・森づくり活動に関する研修の受講
- ・森づくり活動に関する情報の提供（ニュースレターの送付等）
- ・森づくりボランティアに登録された者に対する広報 等

②民有樹林地の場合

■対象地

- ・特別緑地保全地区
- ・近郊緑地特別保全地区
- ・緑地保存地区
- ・源流の森保存地区
- ・地区計画区域内の樹林地、草地等の保全のための制限が適用される区域
- ・その他横浜市の制度により指定されている緑地

■申請方法

土地の所有者から、森づくり活動団体育成支援申請書により、環境活動事業課に申請して下さい。

（※市有地の場合は育成支援を希望する団体から申請することができます）

■支援のメニュー

- ・森づくり活動に関する研修の受講
- ・森づくり活動に関する情報の提供（ニュースレターの送付等）
- ・森づくりボランティアに登録された者に対する広報 等

（４）森づくり活動団体の承認（団体の登録）

■承認の要件

原則として1樹林地1団体までとしています。

※複数団体が1つの樹林地で活動することによるトラブルを避けるためです。ただし、樹林地が広範囲で、活動地を分けて活動を行う場合等はこの限りではありません。

■申請方法

森づくり活動団体承認申請書に下記の図書を添えて環境活動事業課に提出します。

※ただし、活動地が市民の森、都市公園内のまとまった樹林、市有緑地のいずれかに該当し、当該の愛護会が活動を行う場合、提出先の部署の判断により、書類の一部を省略することができます。

【添付資料】（※赤字は必須図書）

- ・活動地の付近見取図及び区域図
- ・活動区域における活動方針及び中長期活動計画書
- ・活動区域に係る土地所有者による申請内容に対する同意書（様式あり）（※土地所有者がいる場合）
- ・団体の規約、役員名簿
- ・管理者の同意書（※市有地の場合、管理者に依頼）
- ・申請内容に対する市民の森愛護会の承諾書（※市民の森愛護会がある場合）
- ・申請内容に対する公園愛護会の承諾書（※公園愛護会がある場合）

（5）森づくり活動年間活動計画

■森づくり活動年間活動計画の承認

森づくり活動団体として承認された団体は、毎年の活動について、森づくり活動年間活動計画承認申請書に以下の図書を添えて所管の部署に提出し、承認を受けてください。

【添付資料】

- ・活動地の区域図
- ・年間活動計画書
- ・年間活動計画に対する土地所有者の同意書（様式あり）
- ・年間活動計画に対する市民の森愛護会の承諾書（※市民の森愛護会がある場合）
- ・年間活動計画に対する公園愛護会の承諾書（※公園愛護会がある場合）
- ・団体の規約、役員名簿
- ・安全管理チェックシート

■年間活動期間

申請を行う年度の7月1日から、翌年の6月30日

■申請方法

森づくり活動団体は、毎年5月末～6月に環境活動事業課から送付される「森づくり活動年間活動計画について」の案内及び同封書類に従い、それぞれの所管部署へ提出をしてください。

■承認の条件

前年の安全管理に関する研修の受講（※以降「安全管理研修」と記載）

（※環境活動支援センター主催の研修で、森づくり活動団体必修と案内をしています。）

■森づくり活動団体の年間活動における遵守事項

- (1) 「横浜市みどりアップ計画」に基づいて森づくり活動を推進すること。
- (2) 活動団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入すること。
- (3) 市民の森愛護会、その他団体及び地域との連絡調整を図り良好な関係を保つこと。
- (4) 活動時間は、原則として、日の出から日の入りまでとすること。
- (5) 利用者及び近隣住民への迷惑になる行為を行わないこと。
- (6) ごみを持ち帰ること。
- (7) 2 m以上の高所では作業を行わないこと。
- (8) 事件事故発生時に備えて連絡体制を整備し、事件事故発生時はすみやかに本市や関係機関に連絡すること。
- (9) 安全管理研修を受講し、自他に対する安全に十分注意して活動を行うこと。
- (10) 「安全管理チェックシート」を確認し、実施すること。
- (11) 許可なく火気を使用しないこと。
※ただし、許可においては、保安全管理作業に付帯するものとし、消火道具を配備するなど火事対策が適切に行われている場合のみ認める。
- (12) 許可なく車両を乗り入れないこと。
- (13) 動植物の移入、捕獲、採取を行わないこと。
- (14) 土石の採取その他土地の形質変更を行わないこと。
- (15) 工作物を設けないこと。

※市民の森、ふれあいの樹林で(4)、(11)～(14)は所管部署の承認を受けた場合はこの限りではありません。都市公園においては(11)、(12)の制限行為を行う場合、公園管理者への許可申請が必要になります。

■森づくり活動団体の年間活動報告

森づくり活動団体は、年間活動計画の承認を受けた活動について、活動終了後に森づくり活動報告書（様式あり）を活動終了後1か月以内に所管部署に提出してください。

【提出時期】

その年の活動について翌年の7月末まで

例) 令和4年7月～令和5年6月末の活動 → 令和5年7月末までに提出

■森づくり活動年間活動計画の変更承認

森づくり活動団体は、森づくり活動年間活動計画の承認を受けたその年度において、変更が発生した場合は、速やかに森づくり活動年間活動計画変更申請書（様式あり）を所管部署に提出し、承認を受けてください。（※軽微な変更を除く）

■森づくり活動年間活動計画の承認取消し

森づくり活動団体が以下に該当する場合、各所管部署が理由を付して森づくり活動是正勧告書（様式あり）により、活動の承認を一時停止し、改善を求める場合があります。

【取消し要件】

- (1) 承認を受けた活動計画の内容と異なる活動をしたとき。
- (2) 前記の「森づくり活動団体の年間活動における遵守事項」を守らなかったとき。
- (3) 土地所有者から、活動同意取消書（様式あり）が提出されたとき。
- (4) 活動地が前記の樹林地（（2）森づくりボランティア（個人・団体）についての■対象地を参照）でなくなったとき。
- (5) 法令、条例又は規則等に違反したとき※2
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

※2 法令：都市公園法、条例：横浜市公園条例、規則：横浜市協働による森づくり要綱、同事務処理基準、横浜市市民の森設置事業実施要綱、同事務処理基準などを想定。

改善を求められた森づくり活動団体は、森づくり活動是正報告書（様式あり）により是正内容を報告してください。

→所管部署は報告を受けて速やかに審査を行い、報告内容が適当であると認められる場合は森づくり活動是正確認通知書（様式あり）により、報告者に通知します。

→※改善が見られない場合や是正勧告によらず直ちに活動計画承認を取り消すことが適当であると認められる場合には、理由を付した森づくり活動年間活動計画承認取消通知書（様式あり）により、年間活動計画の承認を取り消すことがあります。

■その他森づくり活動団体の注意事項

- ・森づくり活動団体が、活動中に故意、過失によらず、市、土地所有者、第三者に損害を与えたときは、自らが費用負担して原状回復するものとします。
- ・森づくり活動団体は、自らの責任で活動を行うものとします。

2 市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会について

横浜市では、前記の森づくり活動団体とは別に、市民の森やふれあいの樹林で日常の点検や清掃などを行っていただく「愛護会」という地域のボランティア組織があります。

(1) 市民の森愛護会

市民の森を活動地とする愛護会です。活動や支援の内容により、愛護会と森づくり活動団体の両方に登録していただく場合があります。

市民の森愛護会は、原則として市民の森土地所有者や市民の森周辺の地域住民等で構成するものとしています。

(2) ふれあいの樹林愛護会

ふれあいの樹林愛護会は市街地の小規模な緑地を対象としているふれあいの樹林を活動地とする愛護会です。市との委託契約に基づき緑地の管理作業を行います。

■市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会の活動内容

日常の管理活動

- ・園路、広場の清掃・除草
- ・園路広場の巡回点検

森の魅力を高める管理活動

※愛護会と行政が体制、樹林の状況を勘案しながら実施を検討するもの

- ・在来野草の保護
- ・外来種の除去
- ・落ち葉かき
- ・常緑樹の間伐
- ・常緑中低木の除去
- ・草刈り 等

■愛護会への支援

- ・森づくり活動に関する研修を受講する機会等の提供
- ・森づくり活動に関する情報の提供（ニュースレターの送付等）
- ・森づくり活動に関する専門家（アドバイザー）の派遣
- ・間伐材チップ化作業支援
- ・道具の貸出し（別表参照）

□市民の森関連法規・ルールについて

市民の森・ふれあいの樹林の契約ついて…横浜市市民の森設置事業実施要綱

ふれあいの樹林設置事業実施要綱

市民の森等の利用ルールについて…横浜市市民の森等の利用に関する要綱

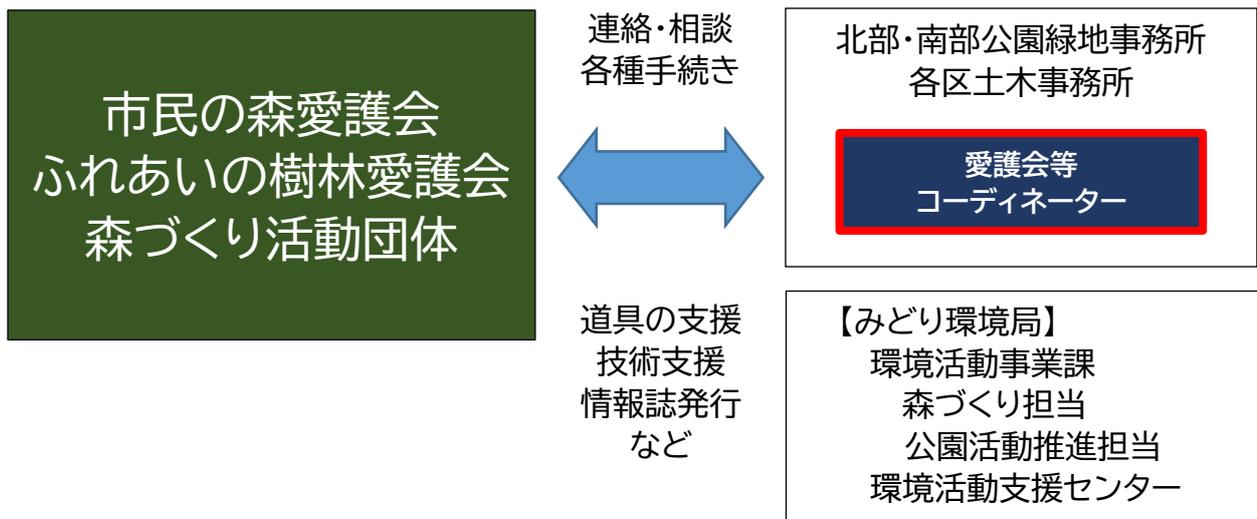
3 森づくりボランティアの一年

(1) 支援の体制

横浜市では、北部・南部の公園緑地事務所と公園を管理する18区の土木事務所（以下「土木事務所等」という）に、愛護会コーディネーター等担当者が配置されています。

所管の担当者が愛護会の皆さんとの相談窓口となり、愛護会や森づくり活動団体への許可や支援を行っています。（※愛護会コーディネーターがいない区もあります。）

活動や各種手続き、支援等の調整、連絡・相談など、活動や樹林地のことについて、わからないことや困ったことがありましたら、気軽に声をお掛けください。利用や活動の相談、各種支援への担当課への橋渡しなどを行います。



(2) 森づくり活動団体、愛護会・ふれあいの樹林愛護会の比較表

	森づくり活動団体	市民の森・ふれあいの樹林愛護会
主な活動内容	樹林地内の森づくり活動 (草刈・間伐、調査・観察活動等)	園路や広場の清掃、除草 巡視点検
資金	活動団体助成金(要申請)10万まで (※対象となる活動が決められています)	愛護会費等
道具の貸出し	○	○
研修	○	○
ニュースレター	○	○
アドバイザー派遣	○	○
森づくり体験会・ 助っターズ	○	○
根拠規則	横浜市協働による森づくり要綱	横浜市市民の森等の利用に関する要綱

(3) 年間スケジュール

月	森づくり活動 団体	市民の森愛護会※ (要綱第10条第1項)	市民の森愛護会※ (要綱第9条第1項)	ふれあいの樹林 愛護会	個人ボラン ティア
4月					
5月	・道具の貸し出し申 込み(5月末〆切) ・森づくり体験会 (受入れ)	道具の貸し出し申込み (5月末〆切) ・森づくり体験会(受入 れ)	道具の貸し出し申込み (5月末〆切) ・森づくり体験会(受入 れ)	道具の貸し出し申 込み(5月末〆切) ・森づくり体験会 (受入れ)	森づくり体験 会(参加)
6月	年間活動計画申 請書類の提出 (～6月下旬期日 まで)				
7月	年間活動報告書 提出 (～7月末まで)				
8月					
9月	安全管理研修 (※時期は目安)				
10月	・道具の貸し出し (※時期は目安) ・森づくり体験会 (受入れ(10月～ 3月))	道具の貸し出し (※時期は目安) ・森づくり体験会(受 入れ(10月～3月))	道具の貸し出し (※時期は目安) ・森づくり体験会(受 入れ(10月～3月))	道具の貸し出し (※時期は目安) ・森づくり体験会 (受入れ(10月～ 3月))	森づくり体験 会 (参加(10月 ～3月))
11月					
12月	団体紹介号調査 票提出				
1月	・樹林地管理団 体活動助成金申 請〆切 ・間伐材チップ化 支援申請〆切	・樹林地管理団体活 動助成金申請〆切	・樹林地管理団体活 動助成金申請〆切 ・間伐材チップ化支 援申請〆切	・樹林地管理団 体活動助成金申 請〆切 ・間伐材チップ化 支援申請〆切	
2月					
3月					ボランティア 登録の更新 (3年経過の 方)
通年	助っターズ	助っターズ	助っターズ	助っターズ	助っターズ

青：イベント 緑：支援 赤：手続き

※ 横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づき、
愛護会を区分しています

4 行政への手続き

(1) 森づくり活動団体の手続き

(ア) 育成支援団体・新規団体の相談・登録

市管理樹林地

まずは、所管の管理者（南北緑地事務所など）にご相談ください。所管部署と調整の上、環境活動事業課森づくり担当が登録手続きを行います。愛護会※²ではない団体は、育成支援団体の申請を行ってください。概ね1年間の育成期間を経て、団体登録の申請を行うことができます。

公園内樹林地

まずは、所管の管理者（土木事務所など）にご相談ください。所管部署と調整の上、環境活動事業課公園活動推進担当が登録手続きを行います。愛護会※²ではない団体は、育成支援団体の申請を行ってください。概ね1年間の育成期間を経て、団体登録の申請を行うことができます。

私有樹林地

土地所有者の意向、発意により団体を立ち上げます。公園緑地事業課と調整の上、環境活動事業課が登録手続きを行います。

土地所有者以外の方の土地で活動する場合、土地所有者の署名の上、森づくり活動同意書（様式あり）を申請書に添付し、環境活動事業課に提出してください。

※² 市民の森愛護会、公園愛護会、ふれあいの樹林愛護会は育成支援期間が不要です。

(イ) 森づくり活動年間活動計画の申請・報告

★：毎年提出する書類 △：必要に応じて提出する書類

① 年間活動計画の申請

毎年、森づくり活動団体へ環境活動事業課から全団体に対し、年間活動計画申請書類のご案内を一斉に発送しています。団体の皆様の申請書の送り先（申請先）は各所管部署となります。

森づくり活動団体の年間活動計画の承認・不承認の審査は各所管部署が行います。内容に疑問がある場合は所管部署に確認してください。

【提出書類】

★森づくり活動年間活動計画承認申請書（様式あり）

★活動地の区域図

★年間活動計画書

★団体の規約、役員名簿

★安全管理チェックシート

△年間活動計画に対する土地所有者の同意書（様式あり）

△年間活動計画に対する市民の森愛護会の承諾書（※市民の森愛護会がある場合）

△年間活動計画に対する公園愛護会の承諾書（※公園愛護会がある場合）

★森づくり活動年間活動計画承認申請書

申請書類に記載のある項目の通り、活動する樹林地の名称（市民の森、都市公園の場合）、活動する樹林地の所在地、活動内容、年間計画の対象期間を記載します。活動内容は該当のものにチェックを入れてください。添付図書は必要なものを添付の上、チェックを入れてください。

★活動地の区域図

1 樹林地原則 1 団体となっています。複数団体が 1 つの市民の森等に存在する場合、団体同士のトラブルを避けるため、活動地が重ならないようにしてください。※公園内樹林地の場合は公園愛護会と活動地が重なる場合があるため、活動地の区域を公園全体とせず、活動する場所（樹林地内）となるようにしてください。

★年間活動計画書

活動内容について、記載してください。動力機械の使用については、禁止はしていませんが、所管部署と話し合った上で、安全管理チェックシートの注意を守り、十分に安全に配慮して使用してください。動力機械の使用、保険の加入についてなど、安全に関するチェックは別途、安全管理チェックシートに記載をしていただきます。（※森づくり活動団体の保険の加入は必須です 横浜市協働による森づくり要綱第 18 条）記載内容に不備が見られる場合や、記載内容に不明点がある場合には、所管部署との連絡、確認の上、必要な修正や追記をお願いします。

★安全管理チェックシート

森づくり活動団体の作業の安全管理状況を確認するため、森づくり活動団体には毎年の年間活動計画の申請の際に、申請書と一緒に安全管理チェックシートの提出をお願いします。

安全管理チェックシートの内容を団体の皆様に手元に保管し、緊急連絡先等内容の確認・共有をしておいていただきたいため、所管部署の審査・承認後、所管部署より写しを送付致しますので団体の構成員の皆様にも共有して保管してください。

安全管理チェックシートの記載方法

1 研修の受講状況

安全管理に関する研修は毎年の受講が必須です。前年度に「安全管理に関する研修を受講した」場合にはチェックをしてください。

また、初めて承認を受ける団体に関しては、環境活動支援センターからご案内している基礎的な研修を森づくり活動団体承認後、概ね3年以内に受講するようにお願い致します。

2 樹木伐採を行う（しない する）

「樹木伐採を行う」場合は（する）に丸をつけます。また、次項の項目でチェーンソーを使用する団体はチェックをつけ、次項の項目2つの確認をお願い致します。

「チェーンソー作業を研修受講者が実施している。」は、チェーンソー使用者が民間のチェーンソーに関する研修を受講しているかどうか確認する項目です。チェックがない場合、所管部署からヒアリングがあります。チェーンソー使用者が作業研修を受講していない場合、受講をお願いしています。（※現時点では承認の条件ではありません）

対象となる作業の保険は加入が必須となっています。作業内容に応じた保険の加入をお願い致します。

3 草刈り作業を行う（しない する）

樹木伐採を行う（しない する）の項目と同様の確認・記載を行ってください。

4 一般参加のイベントを実施している（しない する）

するに丸をつけた場合、「イベント時の事故等をカバーする保険」への加入が必須です。

5 緊急連絡リストを確認・作成し、作業リーダーと共有してください。

緊急時に連絡をしていただく連絡先を記載していただきます。安全管理チェックシートを団体、所管部署の双方で持ち合うことで緊急時に確認ができるようにしてください。

6 遵守事項

記載の遵守事項は、必ず守っていただく必要があります。

② 活動報告

森づくり活動団体の1年間の活動状況を把握するため、活動報告書の提出をお願いしています。

提出時期は、毎年7月末を締め切りとしています。

所管部署は、活動報告書をもとに活動状況などを把握していますので、可能な限り、詳細な活動実績をご報告いただけると幸いです。

【提出書類】★森づくり活動報告書

③ その他

活動状況がわかる写真や資料、会報などがあるとより活動内容を把握することができますため、いただけますとありがたいです。(必須ではありません)

(2) 市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会の手続き

★：毎年提出する書類 △：必要に応じて提出する書類

① 会長等変更届・休止・解散

△会長等変更届

愛護会長や役員の変更、規約の変更があったときに提出します。愛護会長の変更の場合は、前会長名をご記入の上、ご提出ください。

規約の変更がある場合は、規約もあわせて各所管部署にお送りください。

△休止・解散届

長期間愛護会活動ができない場合などに、休止の届出を提出します。愛護会が解散するときには解散届を提出します。

② 活動報告

年に2回、所管部署に提出をしてください。上半期の4～9月分を10月末までに、下半期の10～3月分を4月末までにご提出いただきます。

様式に従い、各月の活動状況について、回数や人数、活動内容をご記入いただきます。また、報告やご意見・ご要望がある場合は連絡欄にご記入ください。

【提出書類】★愛護会活動報告書

③ 収支報告

年に1回、10～3月（下半期）の活動報告時にご提出していただきます。愛護会費の使途に制限はありませんが、適切な執行をお願いしています。愛護会費の余剰分は翌年に繰り越しまたは、会費の受取りを辞退することも可能です。

【提出書類】★収支報告書

④ 巡回点検

定期的をお願いしている巡回の際に記入していただきます。大雨、台風などの際は定期的な記入に加え、適宜、追加してください。各回1枚記入していただき、対応が必要な場合はその都度、必要のない場合は半年に1度の活動報告書と一緒にご提出いただきます。

【提出書類】★巡回点検シート

⑤ その他

①～③のほか、活動状況がわかる写真や資料、会報などをいただけるとより活動内容を把握することができるため、いただけますとありがたいです。（必須ではありません）

【参考】新規愛護会の設立

新規の市民の森の開園時には、行政から地域町内会・自治会に愛護会設立の意向について、お伺いをしています。ただし、諸事情により愛護会が立ち上げられず、愛護会のない市民の森もあります。

5 支援の内容

各種支援の担当部署は下記の通りです。

【環境活動事業課 森づくり担当】

- ・個人ボランティアの登録（随時）
- ・よこはまの森ニュースレター発行（年4回）
- ・森づくりボランティア体験会の実施（年10回程度）
- ・よこはま森の助っターズの実施（年5回程度）
- ・アドバイザー派遣の実施（年4回）
- ・森の伝え手講座（インタープリター養成講座）等講座の実施
- ・団体主催のイベント等の後援、調整
- ・現地見学会（または市民の森・ふれあいの樹林愛護会連絡会総会）の実施
- ・各種案内の発送



【環境活動事業課 公園活動推進担当】

- ・ 道具の貸し出し（公園の場合）

【環境活動支援センター】

- ・ 道具の貸し出し（公園以外の場合）
- ・ ボランティア対象の研修の実施

【過去実施の研修例】

自然観察講習会

入門講座

道具の使い方研修

安全管理研修（※森づくり活動団体必修）

作業研修

ロープワーク研修

梅のフォローアップ研修

間伐材マネジメント研修



① 樹林地管理団体活動助成金・愛護会費

樹林地管理団体活動助成金

森づくりボランティア団体（森づくり活動団体、市民の森・ふれあいの樹林愛護会）が環境活動支援センター（公園の場合は環境活動事業課活動推進担当）に申請することで、上限 10 万円までの助成金を受けられることができる制度です。（別紙「樹林地管理団体活動助成事業のご案内」を参照）

■ 対象

- ・ 市民の森愛護会
- ・ ふれあいの樹林愛護会
- ・ 森づくり活動団体

■ 支援メニュー（助成の対象）

- ・ 動植物の保護・復元活動、生物調査
- ・ 森づくりに関する技術研修の実施
- ・ 団体活動の地域に向けた広報
- ・ 自然観察会等の実施
- ・ 講演会等の実施
- ・ 樹林地の利活用体験事業の実施

・伐木・刈払機等の講習の受講に掛かる費用 等

■助成内容

- ・対象事業費の10分の8までを助成
- ・1団体1年度あたり助成上限金額は10万円

■申請方法

募集期間（1月末日（必着））の間に事業を行う1か月前までに申請書を提出します。

■助成の対象となる活動

※愛護会費の交付を受けている市民の森愛護会の場合は、次の全てに該当が必要。

- (1) 国、地方公共団体、その他の公共団体若しくはこれらの者に準ずる者による補助金、負担金その他の交付を受けていない、又は受ける予定のない活動
- (2) 市が定める緑地の保全管理計画がある場合は、計画上適切な活動
- (3) 受付期間内に申請がなされ、かつ、申請する年度内に完了が見込まれる活動
- (4) 法令等に違反していない活動

表1アの項及びウの項に掲げる活動については、前項の規定に加え、次の各号の全てを満たす必要がある。

- (1) 樹林地の魅力や保全の意義をPRする普及啓発のための活動
- (2) 地域に対して参加者募集の広報などを行い、公開性のある活動
- (3) 樹林地の生態系に配慮した活動



氷取沢市民の森での活動の様子



表1

助成事業の対象となる活動			補助率	助成額の上限
ア 計画的な森づくりの推進	(ア) 動植物の積極的な保護・復元	当該の樹林地に元来生息する動植物の生息環境を保護・復元する活動	対象事業費の合計の10分の8	1年度 当たり 合計 100,000 円
	(イ) 生物調査の実施	計画的な樹林地管理に役立てることのできる、樹林地内の動植物の情報を調査・収集する活動		
イ 森づくりを担う人材の育成	(ア) 森づくりに関する研修の実施(横浜市で実施しているものを除く)	a 森づくりに関する技術研修 b 救命救急講習など作業中の安全管理に関する研修		
	(イ) 団体活動の地域に向けた広報	森づくり活動の成果を地域に向けて広報するもの		
	(ウ) 外部研修の受講	伐木・刈払機等講習の受講に掛かる費用		
ウ 樹林地の利活用の促進	(ア) 自然観察・保全活動等の実施	a 動植物の観察を目的としたもの b ガイド等の説明を聞きながら樹林地内を散策するもの c 動植物の保全・復元を指導するもの		
	(イ) 講演会等の実施	a 樹林地や動植物の大切さや魅力、及び団体の活動の成果を伝える講演会の開催 b 樹林地や動植物の大切さや魅力、及び団体の活動の成果を伝える冊子・パネル等の作成及び展示		
	(ウ) 樹林地の利活用体験の実施	a 樹林地の活動で生じた間伐材等を利用したクラフト体験 b 樹林地の活動で生じた産物を利用した体験 c 樹林地の保全に配慮し、木とのふれあいを通じて、森林環境を考える心を育てる体験		

参考：横浜市樹林地管理団体活動助成事業要綱



愛護会費

市民の森愛護会に対し、毎年度予算の範囲内で交付されます。

愛護会費の交付事務は、南北公園緑地事務所で行います。

なお、以下の場合、所管部署は愛護会費の一部又は全部を交付しないことができます。

- (1) 市民の森愛護会の活動の実績が認められない場合
- (2) 市民の森愛護会から愛護会費の一部又は全部の辞退の申し出があった場合
- (3) その他、市長が交付の必要性を認めない場合

参考：横浜市市民の森設置事業実施要綱

② 道具の支援

森づくりボランティア団体（森づくり活動団体、市民の森・ふれあいの樹林愛護会）は、森づくり活動に必要な道具を借りることができます。道具の支援を希望する団体は、毎年発送される道具の貸し出し案内に従い、申し込みを行ってください。

■対象

- ・市民の森愛護会
- ・ふれあいの樹林愛護会
- ・森づくり活動団体

■支援メニュー

後述の別表参照

■申請方法

案内に従い、道具の貸出申請書を提出します。

(1) 貸出の申請

道具の貸出を希望する森づくりボランティア団体（森づくり活動団体、市民の森・ふれあいの樹林愛護会）（※市から委託業務を受託している愛護会の場合は委託業務とは別に活動を行う場合に限る）は、道具の貸出申請書（第2号様式）を環境活動支援センター（公園を活動場所とする団体は環境活動事業課公園活動推進担当）に提出し、申請を行ってください。その際、森づくり活動団体は年間活動計画承認書の写しを添付してください。

(2) 貸出に関する協議及び手続き

ア 貸出に関する協議

申請書の提出の際、次の事項について提出先の担当部署と協議します。

(ア) 貸し出す道具の内容

(イ) その他の必要事項

イ 貸出に関する手続き

道具の貸出手続きは、環境活動支援センター（公園を活動場所とする団体に対しては環境活動事業課）で行います。道具は担当部署より直接申請団体へ貸し出します。

(3) 貸し出す道具の内容

貸し出す道具は、年度ごとに環境活動支援センターで定める樹林地管理に必要な道具のうち、予算の範囲内で希望する道具を貸し出します。

※貸し出す道具については、貸し出す道具の内容に応じて「道具の使い方研修」を受ける必要があります。

(4) 道具の貸出期間

A E Dを除く道具の貸出期間

森づくり活動年間活動計画承認を受けた期間

※連続して承認を受けた場合には3年間まで延長可能

継続して3年を超えて支援の承認を受けた場合には、返却不要です。

（市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会の場合、貸出から3年を超えた場合は、返却不要とすることができます。）

A E Dの貸出期間

A E D（自動体外式除細動器）を借り受ける団体は、自動体外式除細動器（携帯用A E D）貸出票（第5号様式）を毎年取り交わします。

※A E Dの借り受けを希望する団体は、環境活動支援センターが開催した平成27年度救急救命講習会を基準に、3年おきに開催する当講習会を受講する、もしくは環境活動支援センターが開催する救急救命講習会と同等の講習会を当該年度に受講する必要があります。

※A E Dの借り受けを新規に希望する団体については、環境活動支援センターが3年おきに開催する救急救命講習会の当該年度と合致しない場合、環境活動支援センタ

一が開催する救急救命講習会と同等の講習会を受講し、環境活動支援センターの確認を受けることでAEDを借り受ける手続を行えるものとします。その場合、その翌年度以降に、環境活動支援センターが開催する救急救命講習会を受講してください。

※AEDを借り受けている全ての団体は、環境活動支援センターによる救急救命講習会の開催年度に関わらず、市が定める期間内に毎年一度、環境活動支援センターにAEDを持参し点検・確認を受ける必要があります。

【支援物品の一例】



剪定バサミ



枝打ち用ノコギリ(上)
竹挽き用ノコギリ(下)



カマ



ゴーグル

貸し出し道具一覧表

貸し出し道具は毎年度ごとにご案内します（※下記は参考）

【森づくり活動団体、市民の森愛護会※、ふれあいの樹林愛護会】

表1（森づくり活動団体または※愛護会費の交付を受けていない市民の森・ふれあいの樹林愛護会）

	道 具		道 具
1	カマ	15	コーンバー
2	枝打ち用ノコギリ	16	皮手袋
3	竹挽き用ノコギリ	17	帽子
4	てみ	18	腕章
5	刈り込みバサミ	19	パネル
6	剪定バサミ	20	救急箱
7	スコップ	21	ポイズンリムーバー
8	ロープ	22	A E D（自動体外式除細動器）
9	ヘルメット	23	一輪車（ネコ）
10	ベルト	24	フートン（自立式バッグ）
11	手入れ道具（砥石）	25	枝打ち用ノコギリ替刃
12	手入れ道具（さび止め油）	26	竹挽き用ノコギリ替刃
13	ゴーグル	27	その他
14	カラーコーン		

【市民の森愛護会※】

表2（※愛護会費の交付を受けている市民の森愛護会）

	道 具		道 具
1	カマ	8	枝打ち用ノコギリ
2	帽子	9	刈り込みバサミ
3	腕章	10	剪定バサミ
4	救急箱	11	手入れ道具（砥石）
5	ポイズンリムーバー	12	手入れ道具（さび止め油）
6	てみ	13	その他
7	皮手袋		

市民の森愛護会（表2内訳）

分類	道具の種類	説明
広報用	帽子	「森づくり活動中」の文字入り
	腕章	「森づくり活動中」の文字入り
安全対策用具	ポイズンリムーバー（吸毒器）	蜂に刺された場合に毒を吸い出す。携帯用。1団体当たり3個まで
	救急セット	飲み薬は含まれません。
樹林地管理用道具	カマ	
	枝打ち用ノコギリ	
	刈り込みバサミ	
	剪定バサミ	
	剪定バサミケース	
	作業用ベルト	
	手入れ道具（砥石）	
	手入れ道具（錆止め）	
	てみ	
	皮手袋（小さめ）	小さめ（中指の長さ 7.1～8.0 cm）
	皮手袋（標準）	標準（中指の長さ 8.1～9.0 cm）
	皮手袋（大きめ）	大きめ（中指の長さ 9.1～10.0 cm）
	手甲	

(5) 道具の支援の Q&A

・ Q 申し込んだ道具はすべてもらえるのですか

A 現在お持ちの物品や参加人数、活動内容、予算等に応じて数を調整したうえ、お渡しします。

・ Q 支援を受けた道具を壊してしまったのですが？

A 交換できることもありますのでご相談ください。ただし、提供・貸出し時の指示を守らないことによる破損が度重なる場合は、交換を制限させていただく場合があります。

※物品は在庫をご確認の上、お申込みください。

③ 技術支援

森づくりアドバイザー派遣

森づくりボランティア団体（森づくり活動団体、市民の森・ふれあいの樹林愛護会）が活動を行う上で抱える課題の解決や新たな取り組みを行いたいといった要望に向け、活動地の特徴や団体の状況に合わせ、専門家（アドバイザー）を派遣する制度です。

■申請方法

森づくりアドバイザー派遣申請書（第1号様式）を環境活動事業課に提出します。

■相談事例

動植物の観察会・調査研修、樹名板づくり、発生材（間伐材）の活用方法、出張安全研修 等

森づくり研修

全ての森づくり活動団体が受講できます。（個人ボランティア（登録者）が参加できる講座もあります）

初めて承認を得た団体は、基礎的な講座をその年から3年間のうちに受講するものとしています。

安全管理研修については全ての森づくり活動団体の毎年の受講が必須です。

■申請方法

主催部署から送られる案内に従い、森づくり活動団体が直接、主催部署に申し込んでください。

【環境活動支援センター主催】

（太字は個人ボランティアも対象）

- ・ 自然観察講習会
- ・ 入門講座
- ・ 道具の使い方研修
- ・ 安全管理研修（※森づくり活動団体必修）
- ・ 作業研修
- ・ ロープワーク研修
- ・ 梅のフォローアップ研修
- ・ 間伐材マネジメント研修



【環境活動事業課主催】

- ・現地見学会（または愛護会連絡会総会・意見交換会（※開催しない年度がある場合があります））

その他の講座

【環境活動事業課主催】

- ・森の伝え手講座（インタープリター養成講座）

ここまでの参考：横浜市協働による森づくり要綱事務処理基準

間伐材チップ化作業支援

間伐材のチップ化作業を行う団体に対し、作業に必要な機械、機械操作員、安全指導者を、活動する樹林地に派遣し、作業を支援します。

■支援内容

- ・機械（チップパーシュレッダー）1台
- ・機械操作員（チップパーシュレッダーの機械操作及び間伐材の投入）2名
- ・安全指導者（作業を安全に進めるための指導）1名

シュレッダーの仕様

種類（いずれか選択）	チップパーシュレッダー（大）	チップパーシュレッダー（小）
処理できる間伐材の大きさ	約 17 cm ※竹処理可、自走式	約 13 cm ※竹処理可、自走式
登坂能力	斜度 15 度程度	斜度 20 度程度

④ 環境支援

よこはまの森ニュースレター

環境活動事業課から全ての森づくりボランティア団体（森づくり活動団体、市民の森・ふれあいの樹林愛護会）、個人ボランティア向けに年4回発行している森づくりに関する情報誌です。

郵送で配送しているほか、メールマガジンの登録者に配信しています。

横浜市のホームページ（森を育む人材の育成事業）にも更新のたび最新のものを追加して掲載しています。

また、市内に全5館あるウェルカムセンター、市庁舎本庁の市民情報室・市民協働推進センター、各区広報相談係、各区市民活動センターなどにも配架しています。

森づくりボランティア体験会

森づくり個人ボランティアが既存の森づくり活動団体に加入する機会や、個人参加による森づくり活動の機会の場を設定することで今後の担い手育成を目指しているものです。

また、既存の森づくりボランティアだけでなく、より広く、森に関心をもち、気軽に森づくりに関わることのできるような森に関わる人材の裾野を広げることを目的としています。

森づくり活動団体は体験会を通して団体の会員の獲得の機会となり、個人ボランティアは森づくり活動団体を知り、ボランティア作業の知識や経験を学ぶ機会となっています。

■森づくり体験会の内容

(1) 初級者編

主な対象：初めて森づくりボランティアに登録するような、経験の浅い者

内容：管理作業（落枝拾い、落ち葉掻き、草刈り、除伐、間伐等）を行う。

回数：年4回

(2) 実践編

主な対象：「森づくりボランティア入門講座」に参加し、森づくりボランティアに登録された方を優先対象とする。

内容：管理作業（落枝拾い、落ち葉掻き、草刈り、除伐、間伐等）を行う。

回数：年2回

(3) 継続編

主な対象：森づくりボランティア体験会に参加した経験を有する者

内容：継続的に管理作業（落枝拾い、落ち葉掻き、草刈り、除伐、間伐等）を行う。

回数：年4回

【体験会開催内容事例】

常緑樹の除伐、竹の間伐、伐木（間伐）、草刈り、落ち葉掻き、保全種の種蒔き、調査・観察 等



■場所

横浜市内の市民の森、ふれあいの樹林、公園内樹林地

団体の皆様は森づくり体験会の受け入れ団体にぜひご協力ください。

よこはま森の助っターズ（森づくりボランティア派遣）

既存の森づくり体験会に加え、令和5年度より新たに開始した事業です。横浜市内で活動する森づくり活動団体と個人のボランティアを行いたい方をより柔軟に繋ぐことを目的とした取り組みです。

森づくり活動団体が作業を手伝ってほしい、人手が必要など、森づくり活動の人手が必要な時に、横浜市の個人の森づくりボランティア登録者に森づくり活動をお手伝いいただくことができます。個人ボランティアは森づくり活動団体の活動する様々な場所で自分の興味のある活動に参加できます。

■よこはま森の助っターズの内容

主な対象：森づくりボランティア登録者

内容：管理作業（落枝拾い、落ち葉掻き、草刈り、除伐、間伐等）を行う。

回数：年5回程度

【体験会開催内容事例】

常緑樹の除伐、竹の間伐、伐木（間伐）、草刈り、落ち葉掻き、保全種の種蒔き 等

■場所

横浜市内の市民の森、ふれあいの樹林、公園内樹林地



個人ボランティアに対する募集（案内）

団体から団体の発行する広報誌やイベントのお知らせ等の周知依頼があった際は個人ボランティアに案内を行っています。

その他各種案内（案内）

かながわトラストみどり財団等からの案内やみどりアップ計画等の事業案内、環境活動事業課や関係課からのお知らせをよこはまの森ニュースレター等のタイミングに合わせて配送しています。

5 安全管理について

(1) 安全管理の考え方

横浜市では研修や安全管理の周知により、森づくりボランティア団体に安全に作業を行っていただくための支援をしています。

また、個人ボランティアに対しても研修や「安全管理ハンドブック」等の配布を通して森づくり活動における作業の安全管理を学ぶ機会を提供しています。

森づくり活動団体への支援の考え方は下記の通りです。

団体が行う活動内容、作業内容	活動に対する本市の考え方と支援等の内容
○草刈(鎌の使用を含む) ○落ち葉かき ○樹木の剪定や刈込み ○胸高直径15cm までの樹木の伐倒 ○竹の伐採 ○動植物調査 ○普及啓発事業(自然観察会等)	本市が、研修の開催、道具の貸出、活動への助成、専門家の派遣などを行い、活動を支援する。
●胸高直径15～30cm の樹木の伐倒 ●高さ2mまでの木や梯子に上って行う作業 ●高枝切狭を使った作業 ●刈払機、チェーンソーなどの動力機械による作業 ●論文の発表、投稿など	本市は、動力機械の貸出しや左記に記載の作業の研修は行っていないが、安全に活動するための安全管理技術や保険などの情報提供を行っている。

・ 2 mを超える高所での作業や、急傾斜地での作業など、安全が確保できない活動については、行わないでください。

(参考：労働安全衛生規則（作業床の設置等）第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で、作業を行なう場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けなければならない。)

(2) 保険について

ボランティアの活動はボランティアを行う方の自発的な意思に基づくもので、自らの責任で活動を行うものです（自己責任の原則）。しかしながら、市民が身近にみどりを感じられる場として「市民の森」をはじめとする緑地の環境を守り、良好に育てていくためには行政だけでなく、市民協働で進めていくことが必要です。横浜市の森づくりは協働による「森づくり」を基本として、行政と市民が共同実行者となって、互いに助け合

い、協力し合う関係にあります。市民協働の森づくりを行っていく上では、行政もボランティアも、安全に作業を行っていくことが、大前提となります。

市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会

横浜市市民活動保険

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度として、市民活動保険を案内しています。保険料や加入手続き等も不要となっており、横浜市が保険料を負担しています。

事故発生後に団体から事故の状況を書面で報告していただき、横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

■事故発生時の連絡内容

事故が発生した場合は、速やかに（30日以内）、日ごろ活動を行っている事務所等まで連絡してください。区役所総務課庶務係が窓口になります。

連絡いただく主な項目は、（1）活動者の氏名、住所、連絡先（2）ボランティア活動内容（3）事故が発生した日時、場所（4）事故の状況（5）ケガの程度（部位、症状）などです。

■保険の種類

- ・賠償責任保険（他人に損害を与えた場合）
- ・傷害保険（活動している人がケガや死亡した場合）

■対象とならない代表的な事例

- ・愛護会や町内会が主催したイベントに「参加者」として参加した人の事故
- ・親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動
- ・熱中症及び熱中症で倒れた際に負った傷害

※詳細は市民局ホームページの「横浜市市民活動保険のご案内」を参照してください。

森づくり活動団体

森づくり活動団体は活動団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入することが年間活動計画の承認において遵守事項となっています。

また、動力機械を使用する場合はそれに応じた保険に加入していただく必要があります。

以降に主な保険の一覧を記載していますので参考にしてください。

■ ボランティア活動向け保険一覧

保険名	内容
<p>横浜市市民活動保険</p>	<p>対象者：ボランティア個人、ボランティア監督義務者等 対象活動：ボランティア活動（※チェーンソーを使用する場合や愛護会が「委託契約」に基づき実施する活動は対象外） 掛金：なし（横浜市が市全体の市民活動を対象に保険に加入し、保険料を負担） 問合せ先：横浜市市民局地域活動推進課・各区総務課</p>
<p>ボランティア活動保険</p>	<p>対象者：ボランティア個人、ボランティア監督義務者等 対象活動：ボランティア活動（※チェーンソーを使用する場合は対象外） 掛金：年間1名につき 350円～550円（※変額あり） 問合せ先：横浜市 社会福祉協議会</p>
<p>ボランティア行事用保険</p>	<p>対象者：行事主催者及び共催者、参加者 対象活動：ボランティア活動行事（※先生・生徒を対象とした学校管理下にある行事は対象外） 掛金：1日1名 28円～248円（※変額あり） 最低加入人数 20名 問合せ先：公益財団法人 スポーツ安全協会</p>
<p><u>スポーツ安全保険</u></p>	<p>対象者：ボランティア個人 対象活動：ボランティア活動（チェーンソーなどの動力機械使用含む） 掛金：年間1名につき 800円～1850円（※変額あり） 問合せ先：公益財団法人 スポーツ安全協会</p>
<p><u>グリーンボランティア保険</u></p>	<p>対象者：ボランティア団体の構成員、活動参加者 対象活動：自然観察・調査、清掃作業、チェーンソーもしくは刈払機を使用する軽作業 掛金：動力機械不使用の場合 1名につき 83円～166円 動力機械使用の場合 1名につき 413円～891円 ※最低条件あり 1活動の最低保険料 1,500円（※変額あり） 問合せ先：NPO法人 森づくりフォーラム</p>

※下線ありは動力機械に対応

6 提出書類一覧

(1) 毎年提出を求める書類

①森づくり活動団体

- ・森づくり活動年間活動計画承認申請書
- ・森づくり活動報告書

②市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会

- ・愛護会活動報告書
- ・収支報告書
- ・巡視点検シート

(2) 不定期の書類

①森づくり個人ボランティア

- ・森づくりボランティア登録申請書
- ・森づくりボランティア登録取消申請書

②森づくり活動団体

- ・森づくり活動育成支援申請書
- ・森づくり活動団体承認申請書
- ・森づくり活動同意書
- ・森づくり活動是正報告書
- ・森づくり活動団体休止届出書・再開届出書
- ・森づくり活動団体解散届出書

③市民の森愛護会・ふれあいの樹林愛護会

- ・市民の森契約書
- ・市民の森管理委託契約書
- ・市民の森指定申請（同意）書
- ・協議申出書
- ・市民の森愛護会結成届・規約・結成承認書
- ・市民の森愛護会結成変更届
- ・市民の森愛護会休止・解散届
- ・市民の森等行為承認申請書

7 担当部署一覧

(1) 担当部署一覧

内容	個人	団体		
		市民の森 ふれあいの樹林等 (市管理樹林地)	民有地・未引継ぎ 地・特別緑地保全地 区等	公園
年間活動計画の申請	-	北部公園緑地事務所 南部公園緑地事務所	環境活動事業課 森づくり担当	各区土木事務所
活動報告書の提出	-	北部公園緑地事務所 南部公園緑地事務所	環境活動事業課 森づくり担当	各区土木事務所
道具の貸出し申込み	-	環境活動支援センタ ー	環境活動支援センタ ー	環境活動事業課 公園活動推進担 当
森づくりに関する研修	同右	環境活動支援センタ ー	環境活動支援センタ ー	環境活動支援セ ンター
森づくりに関する講座・ 現地見学会	講座の み同右	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当
森づくりボランティア 体験会・よこはま森の助っ ターズ	同右	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当
アドバイザー派遣の 申込み	-	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 公園活動推進担 当
樹林地管理団体助成事業 申請（助成金の申請）	-	環境活動支援センタ ー	環境活動支援センタ ー	環境活動支援セ ンター
間伐材チップ化作業支援 事業申請		環境活動支援センタ ー	環境活動支援センタ ー	環境活動支援セ ンター
よこはまの森ニュースレ ター	同右	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当	環境活動事業課 森づくり担当

(2) 活動に関する連絡先

環境活動事業課は制度に関すること、各種講座や体験会などを行う窓口です。その内、環境活動事業課の公園活動推進担当は公園に関する制度や支援を行っています。環境活動支援センターは物品支援や研修等の各種支援を行っています。

南北公園緑地事務所は愛護会について、活動に関すること、イベント等を行う際の行為許可などを行う窓口です。

各区土木事務所、南北公園緑地事務所は森づくり活動団体の活動に関すること、年間活動計画・報告の申請・提出窓口となっています。

問い合わせ時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時（土・日曜・祝日、年末年始を除く）

※緊急時の夜間・休日の連絡先：横浜市コールセンター（045）664-2525

名称	〒	住所	電話	FAX
環境活動事業課 森づくり担当	231-0017	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-2624	633-9171
環境活動事業課 公園活動推進担当	231-0017	中区本町 6 丁目 50 番地の 10	671-2650	633-9171
環境活動支援センター	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 213	711-0635	721-6356
北部公園緑地事務所	241-0834	旭区大池町 65-1	353-1166	352-3086
南部公園緑地事務所	234-0054	港南区港南台三丁目 5 番 1 号	831-8484	831-9389
港北土木事務所	222-0037	港北区大倉山七丁目 39 番 1 号	531-7361	531-9699
都筑土木事務所	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	942-0606	942-0809
戸塚土木事務所	244-0003	戸塚区戸塚町 2974-1	881-1621	862-3501
栄土木事務所	247-0007	栄区小菅ヶ谷一丁目 6-1	895-1411	895-1421
緑土木事務所	226-0025	緑区十日市場町 876-13	981-2100	981-2112
瀬谷土木事務所	246-0022	瀬谷区三ツ境 1 5 3-7	364-1105	391-6974



発行：横浜市みどり環境局環境活動事業課
〒231-0017 中区本町6丁目50番地の10
TEL 045(671)2624
FAX 045(550)4554

令和6年発行



横浜市の許可なく、本文の全部もしくは一部の使用を禁止します。

利用の際は、事前に連絡をお願いします。

なお、営利目的の利用は許可できません。